

資格業務に関する説明

1. 年次処理にむけて

- (1) 8月の定期判定
 - ・被保険者証の差し替え
 - ・減額認定証の勧奨等
- (2) 今後の日程
 - ・市町村へのデータ提供時期や内容

2. 届出・申請書について

- (1) 状況説明及び注意事項
 - ・送付にあたっての注意点
 - ・受領印欄の記載もれやチェックもれが多い
 - ・障害認定や特定疾病など資格要件を証明する資料の添付もれ
(障害程度証明、長期入院、特定疾病の意見書、本人確認など)
- (2) 今後の見直しについて
 - ・資格取得時における加入前保険状況の確認
 - ・住民異動届の活用(案)
 - ・資格取得(変更)届等の様式変更予定
 - ・減額認定証及び特定疾病療養受療証交付簿の活用予定

3. その他

- (1) 連携データの品質向上
 - ・週単位のデータ着荷状況報告
 - ・住基突合確認の結果(6月6日締めデータ分)
 - ・毎日、転送ツールの受信フォルダ確認(被保険者証等の差し替えがおくれる)
 - ・「負担区分割合変更者一覧」が出力された際に低所得区分から変更がある方は、必ず、減額証を持っていないか確認し回収や差し替えをしてください
- (2) システム操作等における留意点
 - ・証回収時には、必ず、回収期日を入力してください。
 - ・県内他市町村への転出や死亡時に資格喪失処理をしないこと
 - ・生活保護受給等適用除外該当により資格喪失を入力した際は、同時に必ず「適用除外者等管理」ボタンより適用除外入力をしてください
 - ・県外から住所地特例対象施設に転入があった場合は、「適用除外者等管理」ボタンより他広域住所地特例者として適用除外入力をしてください
- (3) 証等のブランク用紙の追加発注
 - ・7月～8月の証きりかえを考慮し、被保険者証及び減額認定証の追加が必要な市町村は早めに広域連合へ必要数をご連絡ください。

4. 資 料

- (1) 「資格業務の概要について～第2版～暫定版」
- (2) 負担区分等証明書のみかた
 - ・平成20年7月まで
 - ・平成20年8月以降

**後期高齢者医療
資格業務の概要について**

(暫定版)
平成20年6月11日

沖縄県後期高齢者医療広域連合

目 次

1 資格取得	1	5 負担区分判定	19
(1) 後期高齢者医療の被保険者		(1) 判定期日	
(2) 資格取得事由		(2) 一部負担金	
(3) 資格取得年月日等		(3) 判定の種類	
■障害認定について	3	(4) 基準収入額適用申請	
■外国人の資格適用について	4	(5) 算定方法等に関する特例	
2 資格喪失	5	(6) 公的年金控除等の見直しによる経過措置	
(1) 資格喪失事由		(7) 非課税措置の廃止に伴う経過措置	
(2) 資格喪失手続き		(8) 制度創設に伴う経過措置	
(3) 資格喪失年月日等		6 限度額適用認定	24
(4) 基本的な事務処理		(1) 限度額適用認定とは	
■適用除外者の情報管理	9	(2) 低所得者の要件	
3 資格変更	10	(3) 長期入院該当	
(1) 資格変更事由		■未申告者の取り扱い	25
(2) 基本的な事務処理		(4) 限度額適用認定証の取り扱い	
■広域内市町村間異動の処理	10	■認定申請がない場合	25
4 被保険者の異動処理	12	7 特定疾病療養受療証	26
(1) 即時処理		(1) 特定疾病の認定とは	
■即時交付における本人確認	12	(2) 特定疾病の要件	
(2) 日次処理		(3) 特定疾病療養受療証の取り扱い	
■日次データ連携の必要性	13	8 追加外字の同定作業	27
(3) 月次処理			
■年齢到達者への交付	15		
■世帯異動に伴う交付	15		
(4) 年次処理			

本資料は、制度施行後、これまでに市町村からの問い合わせが多い負担区分判定や制度に関する資料をとりまとめたものです。資格業務に関しては、下記の資料も参考にしてください。なお、これらの資料についても、市町村との協議等により、今後、修正・見直し等をおこなうこともあります。

A 事務マニュアル

「後期高齢者医療事務マニュアル（資格編）」第1.0a版（平成20年4月1日）

B オンライン操作

「電算処理システム運用等操作研修資料（市区町村用）」（平成20年1月）

「オンライン操作手順 補足説明書」Ver1. 1版（平成20年4月10日）

C 連携データ

「資格データ連携の運用について」 第1. 1版（平成20年3月31日）

注) 上記の参照資料のほか後期高齢者医療広域連合電算処理システムヘルプデスクセルフサポートサイトには、システム等に関する重要お知らせやFAQが掲載されていますので、定期的に確認するようにしてください。 <<https://www.kouki-support.jp>>

1 資格取得

(1) 後期高齢者医療の被保険者

- ① 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者
- ② 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、政令で定める程度の障害の状態にある者
 - * 政令で定める程度の障害の状態にある者については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者。障害の程度は法律施行令別表（第 3 条関係）に定めるとおり。

(2) 資格取得事由

① 資格取得事由

- ア 年齢到達（75 歳以上の住民は強制加入）
- イ 障害認定（65 歳以上 75 歳未満で一定以上の障害者は任意加入）
- ウ 県外転入（ア及びイに該当する者が新たに県内に住所を設定したとき）
- エ 生保廃止（ア及びイに該当する者が生活保護廃止されたとき）

※ 適用除外（生活保護を受けている者、外国人で在留期間が 1 年未満の者、外国人で不登録（不法滞在）の者、ハンセン病施設入所している者、その他政省令で定められている者（中国残留邦人等）

【根拠法令】 法第 50 条（被保険者）、法第 51 条（適用除外）、省令第 9 条（適用除外）

② 資格取得手続き

被保険者は、資格取得手続きの届出義務を負う。届出期間は 14 日以内。

【根拠法令】 法第 54 条（届出等）、省令第 8 条（障害認定の申請）、省令第 10 条（年齢到達・県外転入の届出）、省令第 11 条（適用除外に伴う資格取得の届出）、省令第 27 条（届出の記載事項等）

資格取得事由に届出の有無を勘案した資格取得の手続きは、次のとおり 4 つに分類される。

- ア 年齢到達：職権処理（市町村からの住基等情報から広域連合にて該当者を抽出）
- イ 障害認定：要申請
- ウ 県外転入：要申請又は職権処理（県外転入者が転入手続きの際に申請しなかった場合。ただし、障害認定を除く）
- エ 生保廃止：要申請又は職権処理（生保廃止後に加入申請しなかった場合。ただし、障害認定を除く。）

※ 後期高齢者医療制度では、申請モレによる無保険者を生じさせないため、申請主義を原則としつつも、未申請者については事後職権適用を行う。

【根拠法令】 省令第 28 条（届出の省略）

（３）資格取得年月日等

①資格取得年月日等

資格取得年月日等については、表１のとおり。

【根拠法令】 法第 52 条（資格取得の時期）

②障害認定該当者に係る認定年月日

認定年月日とは、後期高齢者医療の市町村窓口にて、障害の状況を確認できる資料を持参のうえ、障害認定の加入申請を行った日とする。その前段階として、市町村が障害認定をおこなった日まで遡及しないので留意すること。

【根拠法令】 省令第 8 条 1 項（障害認定の申請）

③遡及適用

遡及適用は最大で２年間とする。適用除外要件の解除及び生活保護廃止・停止となる場合、その日が資格取得日となるので注意すること。

なお、後期高齢者医療制度では、未申請者に対し、後日職権適用を行うことから、２年遡及対象者は極めて限定される。

【根拠法令】 法第 52 条（時効）

【表１】資格取得年月日等一覧

事 由	資格取得年月日	申請の有無
75 歳年齢到達	75 歳到達年月日	不要（職権適用）
障害認定	申請年月日	必要
県外からの転入	転入年月日	必要。ただし、未申請は職権適用
生活保護廃止・停止	生保廃止年月日・生保停止年月日	必要。ただし、未申請は職権適用

（４）資格取得時における基本的な事務処理

市町村担当窓口では、異動事由に関して、被保険者等から様式「後期高齢者医療資格取得（変更・喪失）届及び再交付申請書」と必要な関係書類を受付する。資格取得時における添付書類等は表２のとおり。

市町村担当者は、資格取得に関する届出を受理した場合、様式「被保険者証交付受付簿」に必要事項を記入する。＊運用を変更する可能性があります。

（ア）担当課にて手続きした場合

被保険者の利便性を図るためにも、できる限り本人又は代理人の身元確認をおこなったうえ、市町村において広域用窓口端末にて被保険者情報を入力し、即時交付とするものとします。ただし、住基等情報と証の記載内容に差異があれば、後日、証を差し替えることになります。

◆発生事由：障害認定、県外からの転入、生保廃止

(イ) 担当課にて手続きがなかった場合

後期高齢者医療担当課にて手続きしなかった場合や本人確認ができなかった場合などは、後日、標準システムにて被保険者証発行情報を基に、郵送や手渡しなどの方法により証交付することになります。

◆ 発生事由：県外からの転入、生保廃止

【表2】 資格取得に関する事由と添付書類

事 由	提出または回収	交 付	備 考
75 歳年齢到達		・被保険者証	・職権処理
県外からの転入	・資格取得届 ・負担区分等証明書 ・認定証明書	・被保険者証等	・住所地特例の確認 ・所得証明（未申告の場合は簡易申告）必要
障害認定申請	・資格取得届 ・障害程度の証明書類	・被保険者証等	
生活保護の停止又は廃止	・資格取得届 ・生保廃止証明書	・被保険者証等	・生活保護担当との連携

【表3】 被保険者証の記載について

証の記載事項	内 容 等
資格取得年月日	被保険者資格を取得した日
発効期日	被保険者証の効果が発する日
交付期日	被保険者証を交付した日

注)「発効期日」が必要となる理由は、広域内転居等の場合、保険者番号は変わるが「資格取得年月日」には変更はない。しかし、その保険者番号が変わる日を特定する必要があることから「発効期日」という日付で管理するもの

■障害認定について

(1) 障害認定とは

後期高齢者医療制度に係る被保険者資格は、原則 75 歳以上の者であるが、65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害がある場合は、申請することにより後期高齢者医療制度に加入することができる。

【根拠法令】 法第 50 条 2 号（被保険者）、政令第 3 条・別表（障害の状態）、省令第 8 条（障害認定の申請）

(2) 加入手続きにおける留意事項

障害認定の申請があった場合、障害の程度が資格要件に該当するかを確認したうえで、加入した場合の保険料や窓口自己負担額などの制度説明を十分おこなうほか、加入していた保険へ喪失する届出のおこなうなどの説明をする必要があります。

※資格取得における加入前保険状況の確認について

被用者保険の被扶養者に対する保険料の激変緩和措置に該当する被保険者を特定するために、資格取得に伴う事務処理を下記の方法等により、適切に確認する必要があります。

①市町村窓口にて加入前保険の状況（保険証の写し）を確認する。

特に、会社などの健康保険に加入していた場合には、保険証の記号番号を資格取得届の証処理欄へ記載するとともに、被用者保険者へ資格喪失の届出と保険証を返還することを説明すること。

②上記①にて被用者保険の被扶養者と思われる方については、保険者へ電話確認する。

③上記②にて被用者保険の被扶養者と確認できた場合には、標準システムの被保険者修正画面を開き、被扶養者軽減開始日（資格取得日）の入力をおこなう。

※有効期間の終了期日のオンライン入力について

障害認定の根拠となる精神障害者保健福祉手帳等の有効期間（2年など）が記載されている場合、障害認定申請画面にて障害認定の有効期限を必ず入力する必要があります。この場合、標準システムより障害認定の有効期限が経過している個人一覧「障害認定有効終了年月日経過一覧」が出力されますので、市町村にて手帳の更新確認等をおこなってください。

■外国人の資格適用について

後期高齢者医療保険は、国民健康保険と同様、市町村に住所を有する者を被保険者とし、かつ、国籍条項を設けていないので、外国人（日本国籍を有しない者）についても市町村に住所を有すると認められ、年齢要件等を満たせば、日本人と同様に被保険者資格が適用される。

（1）適用基準

① 外国人については、適法に入国（在留）が認められていること等、資格適用に当たって日本人にはない特殊性があることから、次の要件をすべて満たす者について適用を行うこととされている。

外登法第2条第1項に規定する者であって、同法に基づく登録を行っているもの。

② 入国時において、入管法第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年以上であること、又は、入管法第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年未満であっても、外登法に基づく登録を行っており、入国時において、わが国への入国目的、入国後の生活実態を勘案し、1年以上日本国に滞在すると認められる者。

③ その他

ア 短期滞在の在留資格ではないこと。

イ 不法滞在者（在留資格がない者）ではないこと。

2 資格喪失

(1) 資格喪失事由

①資格喪失事由

- ア 障害認定の撤回（障害認定者が脱退の意思表示をした場合）
- イ 障害認定非該当（障害認定者が資格要件を満たさなくなった場合）
- ウ 県 外 転 出（被保険者が県外に転出した場合）
- エ 生 保 開 始（被保険者が生活保護を受給した場合）
- オ 死 亡（被保険者が死亡した場合）

【根拠法令】 法第 50 条（被保険者）、法第 51 条（適用除外）、省令第 53 条（資格喪失）

(2) 資格喪失手続き

被保険者は、資格喪失手続きの届出義務を負う。届出期間は 14 日以内。

【根拠法令】 法第 54 条（届出等）、省令第 8 条（障害認定の撤回）、省令第 25 条（障害非該当の届出）、省令第 26 条（資格喪失の届出）、省令第 27 条（届出の記載事項等）

資格喪失事由に届出の有無を勘案した資格喪失手続きは、次のとおり 5 つに分類される。

- ア 障害認定の撤回：要申請
- イ 障害認定非該当：要申請又は職権処理
- ウ 県 外 転 出：要申請又は職権処理（県外への転出手続きの際に申請しなかった場合）
- エ 生 保 開 始：要申請又は職権処理（生保開始の際に申請しなかった場合）
- オ 死 亡：要申請又は職権処理（死亡届の際に遺族等が申請しなかった場合）

※ 後期高齢者医療制度では、申請モレによる無保険者を生じさせないため、申請主義を原則としつつも、未申請者については職権適用を行う。

【根拠法令】 省令第 28 条（届出の省略）

(3) 資格喪失年月日等

①資格取得年月日等

資格喪失年月日等については、表 4 のとおり。

【根拠法令】 法第 53 条（資格喪失の時期）

②障害認定の撤回

障害認定は、希望者が任意加入する制度であることから、加入の意思を撤回することで任意脱退が認められている。撤回の意思表示を将来にわたって効力を有するため、遡及喪失は認められない。

ア) 事務手続き

- ・被保険者から資格喪失届の受理し、被保険者証を回収する
- ・市町村から資格喪失証明書の交付する
- ・標準システムへ資格喪失及び証回収日を入力する。

イ) 留意事項

- ・資格喪失日は「申請のあった日の翌日」。入院中などの場合、医療機関への医療費の支払いとの関係で、可能であれば喪失日が月初日とすることも必要。
- ・国保や社保等、他の保険への加入手続きが必要で、その際に資格喪失証明書を提出することを説明すること
- ・保険料の納付状況を確認し、必要に応じて清算をおこなうこと
- ・同一世帯に他の保険者が残る場合、負担区分変更となる可能性を説明する

③障害認定該当者に係る障害等級の変更

障害等級については、術後改善する場合もあり、変更する可能性があり得る。
この場合は、被保険者からの申請モシが想定されるため、市町村では、障害福祉担当課との連携を図るなどの方法により正確な情報を把握すること。

【表4】資格喪失年月日等一覧

事 由		資格喪失年月日
障害認定非該当	撤 回	撤回の届出をした日の翌日
	障害等級等非該当	障害の状態に該当しなくなった日の翌日
転 出 (県 外)	予定転出	県内に住所を有しなくなった日の翌日
	確定転出	県外に住所を有するに至った日
生保開始		生活保護が開始となった日
生保開始以外の適用除外要件		適用除外要件に該当するに至った日
住所地特例非該当		該当しなくなった日の翌日
死 亡		死亡した日の翌日

④県外市町村からの転入（住所地特例該当者）

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で事業運営することから、県内の異動は住所変更として取り扱うため、県外市町村からの転入に限り、新たに資格を取得することとなる。

なお、住所地特例該当者については、従前の都道府県広域連合に引き続き加入することとなるため、転入手続きの際には注意する必要がある。

ア) 住所地特例とは

長期にわたり病院や介護老人ホームなどの施設に入院又は入所する場合は、生活の本拠が変わるため、従前居住地から施設等の所在地へ住民登録を異動することとなる。施設等への入所者については、通常の社会生活を独立して営むことが

困難であることが多く、したがって、医療費においても他の被保険者と比べて高額にならざるを得ない。

このため、このような施設が多数存在する地域では、他の地域よりも医療費の負担が重くなり、地域間の保険財政に不均衡が生ずることとなる。

そこで、このような問題が生じないようにするために、従前居住地の広域連合が、継続して保険者となり、医療費を負担する制度が設けられている。

【根拠法令】 法第 55 条（病院等に入院等の被保険者の特例）、省令第 12 条（住所地特例の届出）

イ）住所地特例の適用等

住所地特例に該当する施設等に入院又は入所するため、都道府県をまたぐ異動があった場合は、住所地特例として取り扱い、従前の都道府県の広域連合の被保険者とする。

なお、市町村をまたぐ異動であっても都道府県の区域を越えない場合は、単なる住所変更として取り扱う（国保とは取扱いが異なる）。

（４）資格喪失時における基本的な事務処理

原則として資格喪失届の受理と被保険者証を回収することになります。資格喪失に関する事項は表５のとおり。

県外への転出の場合には、負担区分等証明書を交付することになります。障害認定者の場合には、被保険者から様式「認定交付申請書」を受理するとともに「認定証明書」を被保険者へ交付し、転出先市町村にて提出するよう説明をおこなうことになります。

市町村担当者は、資格喪失に関する届出を受理した場合、様式「資格喪失受付簿」に必要事項を記入する。＊運用を変更する可能性があります。

ア）回収方法

被保険者証の回収については、異動事由が発生して窓口を訪れたときに回収することを原則とする。その際に、被保険者証を持参していない場合は、返信用封筒を渡す等の方法で後日郵送してもらうよう説明する。

また、県外への転出の者で、資格喪失までの間に被保険者証を使用する可能性があるものについては、有効期限を転出予定日に訂正したスタンプ印を押した被保険者証を渡し、後日、返送するよう説明する。

イ）回収時の注意点

資格喪失後、被保険者証を使用することにより、下記の問題が発生すると思われる。

- ①広域連合で資格過誤の処理や遡及などの金額調整を行わなければならない。
- ②被保険者の自己負担額の過不足により金額の請求または返還の処理が生じ、被

保険者に負担がかかる

- ③医療機関に資格過誤が発生する、またはその事により医療機関に不利益が生ずる可能性がある。

以上のことから、次にあげる事由については、確実に被保険者証の回収を行い、それ以外の事由についても可能な範囲で被保険者証の回収を行う。

◆発生事由：県外転出、障害認定の撤回・非該当、死亡、負担区分変更

ウ) 返還された証及び回収日の管理について

被保険者証を回収した際には、必ず標準システムの被保険者証交付画面の証回収日を入力する必要があります。返還された証については、広域連合へ月単位で喪失（変更）届とともに送付することになります。

【表5】資格喪失に関する事項

事 由	提出または回収	交 付	備 考
県外への転出	・ 資格喪失届 ・ 被保険者証等	・ 負担区分等証明書 ・ 認定証明書	・ 必要に応じて転出予定スタンプ押印
障害認定の撤回	・ 資格喪失届 ・ 被保険者証等	・ 資格喪失証明書	
障害認定の非該当	・ 資格喪失届 ・ 被保険者証等		・ 障害の程度を証明する書類が必要
死亡	・ 資格喪失届 ・ 被保険者証等		・ 葬祭費の説明必要
生活保護の開始	・ 資格喪失届 ・ 生保開始通知書 ・ 被保険者証等		

■適用除外者の情報管理

後期高齢者医療制度では、生活保護受給者やハンセン病施設入所者は適用除外者となります。市町村においては、生活保護の開始・廃止やハンセン病施設の退所等の情報を把握しておく必要があります。

(1) 住所地特例者

市町村では、県外からの転入時や年齢到達時において、適用除外施設でないかを確認をおこなってください。住所地特例者に該当すると確認できた場合、被保険者から様式「資格変更届」及び「住所地特例届」を受理するとともに、広域連合へ報告をおこない、広域連合と連携をはかる。

(2) 生活保護者

市町村では、生活保護担当課又は福祉保健所との連携を図り、生活保護の開始・廃止や生活保護受給者の年齢到達者を把握しておく必要があります。

生活保護受給者の異動に伴って、オンライン操作にて資格取得や喪失処理をおこなうことになります。

(3) ハンセン病施設入所者

市町村では、ハンセン病施設との連携を図り、入所者に関する情報の異動に伴って、適宜、オンライン操作にて資格取得や喪失処理をおこなうことになります。

(4) 中国残留邦人等

市町村では、該当者に関する情報の異動に伴って、適宜、オンライン操作にて資格取得や喪失処理をおこなうことになります。

3 資格変更

(1) 資格変更事由

① 資格変更事由

ア 氏名変更

イ 住所変更（県内市町村の転入・転出、市町村内転居）

ウ 世帯変更

【根拠法令】 法第 50 条（被保険者）、法第 51 条（適用除外）、省令第 53 条（資格喪失）

(2) 資格変更時における基本的な事務処理

市町村担当窓口では、異動事由に関して、被保険者等から様式「後期高齢者医療資格取得（変更・喪失）届及び再交付申請書」と必要な関係書類を受付する。

市町村担当者は、資格変更に関する届出を受理した場合、様式「被保険者証交付受付簿」に必要事項を記入する。＊運用を変更する可能性があります。

なお、市町村をまたぐ異動であっても都道府県の区域を越えない場合は、単なる住所変更として取り扱うことになります（国保とは取扱いが異なる）。

■ 広域内市町村間異動の処理

後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が保険者となり、都道府県単位の事業運営を行うことから、当該都道府県内の住所異動については、すべて住所変更と定義される。しかしながら、保険料の徴収権限は市町村が有することから、市町村を異にする住所変更と同一市町村内の住所変更では、受付後の取扱いが異なる。

介護老人施設等に入院又は入所するため、都道府県をまたぐ異動があった場合は、住所地特例として取り扱い、従前の都道府県の広域連合の被保険者とする。

ア) 転出元市町村における対応

- ・ 資格喪失届を受理し、被保険者証へ有効期限を訂正するスタンプを押す
- ・ 転入先市町村にて、被保険者証を切り替えるよう説明する

イ) 転入先市町村における対応

- ・ 資格取得届と被保険者証（旧）の回収し、被保険者番号を確認する。
- ・ 被保険者番号を基に、同一人判定を行い、被保険者証（新）を発行する

<留意事項>

- ① 生活保護受給者・・・生保継続が見込まれる場合、資格取得させず、適用除外登録を引き継ぐ運用も可能とする。
- ② 障害認定者・・・障害認定情報を入力し、資格取得させる。
- ③ 減額認定証及び・・・即時交付の場合、「住基情報追加」をおこない、「広域市町村特定疾病受療証 間異動者管理」より同一人判定を実施し、「減免申請管理」において、証を発行する。
所持者

【表6】資格変更・その他に関する事項と添付書類

事 由	提出又は回収	交 付	備 考
県内市町村からの転入	・資格変更届 ・被保険者証等（旧）	・被保険者証（新） ・（減額認定証・特定疾病療養受療証）	・転出元で減額認定証や特定疾病療養受療証所持者かの確認
県内市町村への転出＊1	・資格変更届		・被保険者証に転出予定のスタンプ押印
市町村内転居	・資格変更届 ・被保険者証（旧）	・被保険者証（新） （減額認定証・特定疾病療養受療証）	
再交付＊2	・再交付申請書 ・被保険者証等（破損の場合）	・被保険者証（新） （減額認定証・特定疾病療養受療証）	＊再交付のスタンプ

＊1 県内市町村への転出で、すでに転出日が過ぎている場合には、被保険者証回収してください。被保険者証の写しを手渡し、転入先市町村の後期高齢者医療担当課へ提出するよう伝えること。

＊2 被保険者証・減額認定証・特定疾病療養受療証の再交付申請書の変更等を検討中。運用が決定次第、市町村へ連絡する予定。

【表7】世帯変更等に伴う被保険者証の発効期日の取扱い

区 分	異 動 事 由 の 例	発行期日
世帯変更	・被保険者がA→B世帯へ異動し世帯構成が変更した場合 ・所得がある世帯主や世帯員が転出・転入等で世帯からはずれたり、世帯に加わった場合	異動日の翌月1日 ※異動日が月の初日の場合は異動日
所得更生	・修正申告により所得の更生が行われた場合	8月1日

4 被保険者の異動処理

被保険者の異動処理には、被保険者証等の即時交付に伴う即時・日次処理と被保険者の転入、転出、死亡、世帯状況、住所などの変更に伴う被保険者証台帳の更新管理するための月次・年次処理があります。

(1) 即時処理

市町村では、被保険者や世帯員の世帯状況等に変更に伴い、被保険者が後期高齢者医療担当窓口に来た場合、該当する届書を提出させ、内容を確認したうえで標準システムに必要な情報を入力することにより、被保険者証を即時交付することが可能となります。即時交付する場合には、「オンライン操作手順書」をご参照のうえ、入力してください。ただし、後日、市町村から住民異動データが広域連合へ送信された時、オンライン入力した内容と住民異動データに相違がある場合には、すでに交付した証を差し替えることもあります。

なお、被保険者証を即時交付する際の本人確認に関する取り扱いは以下のとおり。

■被保険者証の即時交付における本人確認

(ア) 被保険者本人及び世帯の者

身元確認できれば交付可能とし、資格取得(変更)届の受領欄に署名をさせる。

(イ) 世帯員以外の者

原則、身元確認できる書類の写しと委任状が必要。証交付の際には、資格取得(変更)届の受領欄に署名をお願いする。ただし、委任状は、被保険者と第三者との関係が確認できる時など市町村の判断により省略することも可能とします。

(ウ) 身元確認できない場合

申請者の身元確認ができない場合には即時交付をおこなわず、被保険者の住所へ郵送等の方法により交付する。

(2) 日次処理

被保険者が県内市町村間の転入、転出・死亡等があった場合、市町村は、異動のあった日の翌日、これらの異動情報を広域連合に日次で提供する。

広域連合では、日々の異動・変更に基づき、個人異動情報・被保険者情報・被保険者証発行用情報を作成・更新する。

市町村では、住民基本台帳情報及び外国人登録情報の日次異動データを異動が発生した翌日の定時までに標準システム用窓口端末の「窓口処理サーバ転送ツール」にて伝送することになります。ただし、異動のない場合でも週1回は広域連合へ報告を行うこととします。

また、広域連合へ送信された異動データに不整合がある場合、「異動エラーリスト」により、市町村において確認や修正等の対応が必要となります。エラー等の対応しなかった場合、それ以降の異動データが取込みできないので、早めに対処する必要があります。

■日次データ連携の必要性

市町村と広域連合間のデータ連携においては、市町村がシステムで異動後のデータを確認できるのが、異動のあった日の3日後以降となっている。そのため、障害認定や転入時の被保険者証等の即時交付にあたって、住基等情報との整合性の確認に時間を要することとなります。

また、県内市町村間で異動のあった場合、前住所地での被保険者番号等の被保険者情報を継承することになりますが、転出元市町村からの住基情報等の提供がないと転入先市町村における資格確認が遅れる恐れもあります。具体的には、転入先市町村での即時交付における記載内容の相違による証のさしかえ遅れや担当課まで届出のない場合の諸手続きの遅れにより、転入先市町村での事務に影響を及ぼす可能性があります。

以上のことをふまえ、市町村にて異動のあった日の翌日には、広域連合への異動情報を送付していただく運用を行うものとします。

【表8】出力帳票一覧（日次）

NO	ファイル種別	種類	概 要	処 理 方 法
1	住民異動ファイルエラーリスト（住基・外国人）	PDF	住民異動・外国人異動情報取込み時のエラーリスト	前日、広域連合に転送した異動情報が標準システムに取り込まれません。当日異動分を転送する前に、前日異動分のエラー対処後に、再送してください
2	住民異動ファイル確認リスト	PDF	異動情報取込み時に確認が必要な対象者を出力	情報内容を確認し、修正が必要な場合には、オンライン操作による修正か異動データの再送してください。
3	適用除外者等異動一覧	PDF	適用除外者に異動があった場合に出力	異動に伴って、資格取得要件が発生しないか確認してください。
4	異動確認リスト	PDF	異動情報取込み時に確認が必要な対象者を出力	情報内容を確認し、修正が必要な場合には、オンライン操作による修正か異動データの再送してください。
5	被保険者台帳更新エラーリスト	PDF	被保険者台帳更新時にエラーとなった対象者を出力	情報内容を確認し、修正が必要な場合には、オンライン操作による修正か異動データの再送してください。
6	被保険者世帯確認ファイル	CSV	75歳到達者の世帯を確認するために出力	被保険者の世帯情報に誤りがないか確認してください。
7	被保険者情報ファイル	SAM	被保険者の資格取得・喪失結果情報を出力	資格の取得・喪失情報のみ提供しています。（転居などによる変更については、このデータは作成しません。）
8	広域内異動者一覧	PDF	県内市町村間の転入・転出の異動者を出力。	転入・転出の異動データに、転出前住所または住所コードが、未設定の場合には出力されません。
9	被保険者証	PDF	新規・変更の被保険者証を出力	負担区分や記載内容を確認のうえ、引き渡しをおこなう。
10	被保険者証発行情報ファイル	SAM	被保険者証と同様の情報を出力	データ処理用として使用する市町村のみ、ご活用ください。
11	負担区分未入力ファイル	CSV	被保険者証発行時に負担区分判定できなかった対象者を出力	所得照会中の住民（被保険者・世帯構成員）がいた場合は、負担区分判定しません。所得情報を送信してください

(3) 月次処理

広域連合では、75 歳年齢到達予定者の抽出をおこなうとともに、世帯状況の異動や所得状況の変動により負担区分の変更があった場合には、「負担区分変更一覧」「被保険者証 (PDF)」を作成し、市町村へ送信します。

市町村では、これらの情報をもとに、被保険者証のさしかえを行うものとします。

例：75 歳年齢到達・世帯異動による負担区分変更・転居などの証記載内容変更

■年齢到達者への被保険者証等の交付

ア 被保険者証の印刷及び引き渡し

年齢到達予定月の前月初旬、広域連合にて年齢到達の月次処理をおこなう。広域連合にて「年齢到達者一覧」、「被保険者証 (PDF)」を作成し、市町村へデータ送信する。

年齢到達予定月の前月 5 日頃、市町村では、上記のデータを受信し、「年齢到達者一覧」にて負担区分や適用除外者が含まれていないかを確認する。

75 歳到達対象者の被保険者証を標準システム用窓口端末にて印刷し、被保険者へ交付（配達記録又は手渡し）する。

イ 基準収入額申請の勧奨通知

年齢到達者への証交付にあたって、標準システムにおいて基準収入額認定申請の勧奨対象者へ勧奨通知及び申請書データを作成します。市町村では、税担当課等にてさらなる絞り込みを行ったうえで、勧奨通知を行うものとする。

例：該当者のみ事前に通知ハガキを送付、証の発送時に申請書を同封等）

■世帯異動等に伴う被保険者証の交付

世帯員の転入または転出や世帯員の 70 歳年齢到達等の世帯状況異動による被保険者証の負担割合変更となった場合、広域連合における月次処理にて証のきりかえ対象者の「負担区分変更者一覧」、「被保険者証 (PDF)」を作成し、市町村へデータ送付する。

【表9】出力帳票一覧（月次）

NO	ファイル種別	種類	概 要	処 理 方 法
1	75 歳到達者一覧	PDF	75 歳到達者を出力	適用除外者がふくまれているか確認する。含まれていた場合、資格喪失と適用除外登録をおこなう。
2	被保険者情報	SAM	被 保 険 者 の 資 格 取 得・喪失結果情報を出力	市町村システムに取り込む
3	被保険者証（75 歳到達者分）	PDF	被保険者証を P D F ファイルにて出力	適用除外者や住登外の方が含まれていないか確認のうえ、証の印刷及び引き渡しをおこなう。
4	被保険者証（負担割合変更者分）	PDF	被保険者証を P D F ファイルにて出力	負担区分に誤りがないか確認のうえ、証の印刷及び引き渡しをおこなう。
5	被保険者証（転居者等分）	PDF	被保険者証を P D F ファイルにて出力。なお、即時交付で、記載誤りでも出力される。	証が未交付なのか確認のうえ、証の印刷及び引き渡しをおこなう。なお、即時交付による交付済みの証の場合には誤りがないかの確認をする。
6	被保険者証発行情報	SAM	上記 3.4.5 と同様の 内容を S A M 形式で 出力	データ処理用として使用する市町村のみ、ご活用ください。
7	被保険者証交付簿	PDF	被保険者証を出力した 情報を出力	※取り扱いを検討中
8	負担区分変更者一覧	PDF	負担区分が変更となった 対象者を出力	変更となった負担区分に誤りがないか確認し、証のさしかえを行う。
9	基準収入額適用申請のお知らせ	PDF	負担区分が 3 割と判定された被保険者に 申請のお知らせ及び	住民へ送付し、申請の受付を行う。なお、対象者の中には非該当の方も含まれている可能性があります。
10	基準収入額適用申請書	PDF	申請書を出力（給与収入と公的年金収入の合計額を絞り込み）	

* 桁あふれ・未登録外字があった場合には、別途リストと被保険者証が出力されます。

(4) 年次処理

負担区分は、前年所得に応じて毎年 8 月 1 日を基準日として、被保険者の負担区分判定をおこない、負担区分が切り替わる。

ア 有効期限

- ・被保険者証、限度額認定証 : 1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日まで）
*ただし、被保険者証の最初の有効期限は平成 21 年 7 月 31 日まで。

イ 事務の流れ【表 10】

時 期	対 応	作 業 内 容
6 月初旬	市町村	・平成 20 年度所得・課税情報を広域連合へ送信 ・資格情報整合性確認
6 月中旬	市町村	・所得照会及び所得情報のオンライン入力
6 月下旬	広域連合	・前年所得で負担区分等を判定 ・負担区分変更者を抽出 ・基準収入額適用申請勧奨者を抽出 ・減額認定証の更新手続き勧奨対象者を抽出（案） ・上記データを市町村へ送信
//	市町村	・広域連合から負担区分変更データ等を受信
7 月上旬	市町村	・負担区分変更者一覧の確認 ・基準収入額適用申請勧奨対象者の絞り込み
7 月中旬	市町村	・負担割合変更による証切り替え通知及び基準収入額適用申請勧奨の通知を被保険者へ送付 ・負担割合が変更となる被保険者証を印刷 ・減額認定証の更新手続き勧奨対象者へ個別通知を送付（市町村判断）
7 月中旬以降	被保険者 市町村	・市町村窓口における基準収入額、限度額適用認定の申請及び認定 ・被保険者証の差し替えまたは減額認定証の更新

【表 11】出力帳票一覧（年次）

N O	ファイル種別	種類	概 要	処 理 方 法
1	被保険者証（負担割合変更者分）	PDF	被保険者証をPDFファイルにて出力	負担区分に誤りがないか確認のうえ、証の印刷及び引き渡しをおこなう。
2	被保険者証発行情報	SAM	上記 4 と同様の内容をSAM形式で出力	データ処理用として使用する市町村のみ、ご活用ください。
3	負担区分変更者一覧	PDF	負担区分が変更となった対象者を出力	変更となった負担区分に誤りないか確認し、証のさしかえを行う。
4	基準収入額適用申請のお知らせ	PDF	負担区分が 3 割と判定された被保険者に申請のお知らせ及び申請書を出力（給与収入と公的年金収入の合計額を絞り込み）	住民へ送付し、申請の受付を行う。なお、対象者の中には非該当の方も含まれている可能性があるため、収入状況を事前に確認する必要があります。
5	基準収入額適用申請書	PDF		
6	減額認定証の勧奨のお知らせ及び申請書	PDF CSV	該当者への通知と申請書を出力	リストと基に、該当者への勧奨通知等の作業をおこなう
7	減額認定証勧奨対象者一覧（システム出力）	PDF CSV	負担区分が低Ⅰ・低Ⅱに該当する方すべてを出力する。	*取り扱いは検討中
8	減額認定勧奨対象者リスト（予定）	PDF CSV	前年度認定者でかつ、今回も非課税世帯である方を出力	リストと基に、該当者への勧奨通知等の作業をおこなう

* 桁あふれ・未登録外字があった場合には、別途リストと被保険者証が出力されます。

5 負担区分判定

負担区分の判定とは、被保険者が病院等の医療機関で診療を受ける場合等に窓口で支払う自己負担金の割合（以下、「一部負担金」）のことで、原則一部負担金の負担割合は1割、現役並みの所得がある方（課税所得145万円以上の者）は3割負担となる。

負担区分判定の結果、交付されている被保険者証の負担区分に変更がある者については、新たな負担区分の被保険者証を交付する。負担区分が3割となる方のうち、一定の収入基準未満の方は、申請が必要で、認定されると1割証や、自己負担限度額が「一般」の被保険者証を交付する。

なお、負担区分判定については、後述「負担区分判定基準」を参考にしてください。

（1）判定期日（施行令第7条第1項）

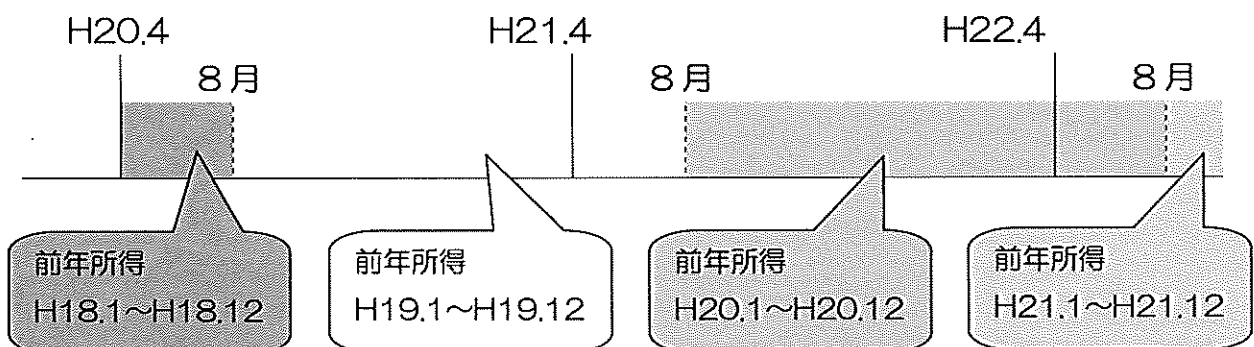
後期高齢者医療広域連合は被保険者につき、毎年8月1日現在の世帯状況及び前年所得、収入等に基づき負担区分の見直しを行う。判定サイクルは表12を参照。

＜高齢者の医療の確保に関する法律施行令＞

（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）

第七条 法第67条第1項第2号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の所得について行うものとし・・・（後略）

【表12】負担区分等に係る判定サイクル



（2）一部負担金（法第67条）

①負担割合（法第67条第1項）

	自己負担割合	備 考
現役並み所得者以外の者	1割	
現役並み所得者	3割	同じ世帯に課税所得145万円以上の保険者がいる方も含む*

*平成20年7月までは、70歳以上の方を含めて判定する。

②所得の範囲（施行令第7条第1項）

定期判定を行う年の前年における市町村民税を課税する際の所得。したがって、必要経費を控除した金額となる。

③所得による判定に係る対象者の範囲（法第67条第1項第2号）

ア 被保険者

イ 被保険者の世帯に属する他の被保険者

ウ その他政令で定める者

※ その他政令で定める者とは・・

療養の給付を受ける日の属する月が平成20年7月までの場合における70歳以上75歳未満の法第7条第3項に規定する加入者（施行規則第4条第1項）

④ 現役並み所得者判定の基準

次のア、イいずれかに該当する者が現役並み所得者となる

ア 市町村民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者

イ 市町村民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者（平成20年7月までにおいては70歳から74歳の方を含む）が同一の世帯に属する後期高齢者医療被保険者

（3）判定の種類

まず、職権により現役並み所得者に係る課税所得の判定を行い、現役並み所得者と判定された者につき申請による収入額にて再判定を行う。

① 職権による判定

課税所得から負担区分の判定を行う。（被保険者による届出は不要）

② 申請による判定

①の判定において現役並み所得者と判定された者は、基準収入額適用申請を行うことにより、負担区分の再判定を受けることができる。

（4）基準収入額適用申請

①内 容

所得による判定により現役並み所得者（課税所得金額が145万円以上の者）に該当する者のうち、収入額が基準額に満たない場合、申請により1割負担が適用される。

②基準収入額

・ 同一世帯に他の後期高齢者医療被保険者がいる場合

同一世帯の後期高齢者医療被保険者の収入の合計額が520万円未満

・ 同一世帯に他の後期高齢者医療被保険者がいない場合

その後期高齢者医療被保険者の収入が383万円未満

③収入額の算定方法（厚生労働省告示第398号）

基準収入額での収入の範囲は、市町村民税の課税所得額算定のもとになるものと同じである。総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される金額で計算上用いられるところの、所得税法上の規定における収入金額とすべき金額、及び、総収入額とすべき金額の合計額がこれにあたる。

【収入金額】

利子所得、配当所得、給与所得、雑所得（公的年金等）に係る収入

【総収入金額】

不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得（公的年金等に係るものを除く）に係る収入

※収入には退職所得に係る収入や、公租公課の対象とならない収入（障害・遺族年金等）は含まれない。

（５）一部負担金に係る所得の額の算定方法等に関する特例（経過措置）

① 内 容

ア 課税所得による判定（施行令附則第４条１号）

70歳以上75歳未満の法第7条第3項に規定する加入者を含めて判定を行う。

イ 基準収入額適用申請による判定（施行令附則第４条２号）

70歳以上75歳未満の法第7条第3項に規定する加入者を含めて判定を行う。

※ア、イとも老人保健制度と同じ取り扱いとなる。

② 期 間

平成20年4月1日から平成20年7月31日

（６）公的年金控除等の見直しに伴う現役所得者の経過措置

① 内 容

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する者について、自己負担限度額を一般並みとする。（負担区分は3割）

まず、課税所得額により職権判定を行い、課税所得額が基準額以上であった場合には、基準収入額の申請により再判定を受けることができる。

② 期 間

平成20年4月1日から平成20年7月31日

③ 判定方法

(ア) 課税所得による職権判定

同一世帯内の被保険者及び70歳以上75歳未満の者についての課税所得が213万円未満であること

(イ) 基準収入額適用申請による判定

a 同一の世帯内に被保険者が一人であって70歳以上75歳未満の者がいない
当該被保険者の基準収入額が484万円未満であること

- b 同一の世帯内に被保険者の他に別の被保険者又は 70 歳以上 75 歳未満の者がいる被保険者及び 70 歳以上 75 歳未満の者の基準収入額の合計額が 621 万円未満であること

(7) 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

①内 容

低所得世帯の自己負担限度額は、世帯員全員が非課税の場合に適用されるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、非課税から課税へ負担が増える方への激変緩和措置。

②期 間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日

③主な事例（夫婦とも 70 歳以上の世帯の場合）

非課税措置廃止前			⇒	非課税措置廃止後		
区分				区分		
夫	非課税	低Ⅱ		夫	課 税	一般
妻	非課税	低Ⅱ		妻	非課税	低Ⅱ

(8) 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置

①目 的

老人保健制度では、現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯に属する 70 歳以上で判定していた。新制度では現役並み所得者の判定単位が変更され、被保険者のみの所得及び収入により判定することになります。それに伴って、新たに 3 割負担となる方への激変緩和措置

②内 容

所得による判定により現役並み所得者（課税所得金額が 145 万円以上の者）に該当する者のうち、収入額が基準額に満たない場合、申請により、自己負担限度額は一般と同様に据え置く

②期 間

平成 20 年 8 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日

③判定方法

ア 基準収入額適用申請による判定

a 対象者

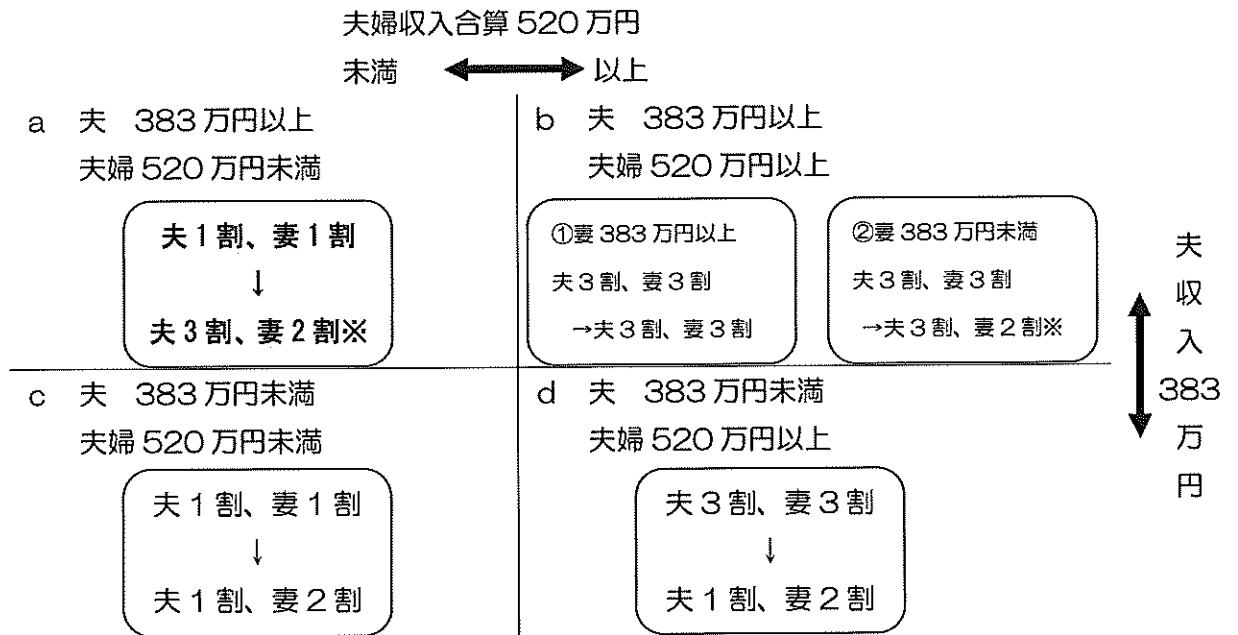
課税所得 145 万円以上かつ年収 383 万円以上のその属する世帯に他の被保険者がいないものであって、同一世帯内に属する 70 歳以上 75 歳未満の者がいる

b 基準収入額

当該被保険者と同一の世帯内の 70 歳以上 75 歳未満の者との収入の合計額が 520 万円未満である場合

【表 13】 判定単位の変更による影響

夫の課税所得が145万円以上の場合（夫75歳以上、妻70～74歳で夫の収入が高い場合）



（※）平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までは、1 割負担。

6 限度額適用認定

(1) 限度額適用認定とは

所得が一定の基準より低い世帯の被保険者は、申請により発行される減額認定証を提示することにより、医療機関ごとの1か月に支払う自己負担額につき、限度額を超えた分について現物給付を受けることができます。

また、入院時の食事代や居住費（標準負担額）についても同様に減額を受けることができます。

(2) 低所得者の要件

コード	区 分	要 件
11	低所得Ⅰ (非課税)	世帯員全員が非課税で、その世帯員全員の各所得が必要経費（年金の場合は80万円）を控除したときに0円になる
12	低所得Ⅰ（老福）	世帯員全員が非課税で、老齢福祉年金を受給している方
13	低所得Ⅰ（老福・経過措置）	同一世帯の住民税課税者の合計所得 125 万円以下で昭和15 年 1 月 2 日以前生まれの方のみの場合、その世帯の老齢福祉年金受給者も対象となる。（平成 20 年 7 月末まで）
	低所得Ⅰ (要保護)	被保険者の属する世帯が生活保護の要保護判定となる世帯であって、区分Ⅰの減額が適用されることにより保護を必要としない状態となる場合*1
21	低所得Ⅱ（非課税）	世帯員全員が非課税で、低所得Ⅰ以外の方
22	低所得Ⅱ (経過措置)	同一世帯の住民税課税者の合計所得 125 万円以下で昭和15 年 1 月 2 日以前生まれの方のみの場合、その世帯の非課税者本人も対象となる。（平成 20 年 7 月末まで）
	低所得Ⅱ (要保護)	被保険者の属する世帯が生活保護の要保護判定となる世帯であって、区分Ⅱの減額が適用されることにより保護を必要としない状態となる場合*1

* 1：状態の判断は生活保護課又は福祉事務所にておこなう

(3) 長期入院該当

低所得区分Ⅱの被保険者のうち、直近1年間の入院日数合計が90日を超えた場合、90日以上入院があったこと証明する書類を添付して申請することにより、91日目からの食事代（標準負担額）が減額されます。（すでに、減額認定証の交付を受けている方も、改めて申請する必要があります。）

*他保険での入院日数を合算するののかの取り扱いは検討中

■未申告者の取り扱い

減額認定は、被保険者が属する世帯全員の所得状況で判定することから、世帯員の中に未申告者がいる場合、正確な所得把握ができないため、未申告者であれば申告させる必要があります。

未申告者に所得がない場合や所得はあっても課税させるほどの所得ではないことが判明した場合は、簡易申告でも差し支えない。

なお、所得不明により申告できない場合は、未申告のまま事務処理することとなり、その際の判定区分は「低所得Ⅱ」となる。

（４）限度額適用・標準負担額減額認定証の取り扱い

被保険者は、低所得者の負担軽減措置を受けようとするときは、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、当該認定証を医療機関等へ提示しなければならない。

【根拠法令】 法第 84 条（高額療養費）、政令第 15 条（高額療養費算定基準額）、同第 16 条（その他高額療養費の支給に関する事項）、省令第 67 条（減額適用認定の申請等）

ア）認定日（発効期日）

- ・年次更新においては 8 月 1 日（8 月中に申請した場合）。
- ・申請のあった日の属する月の初日。（新たに後期高齢者医療の被保険者になった者については、その資格取得日）

イ）有効期限

- ・認定を受けた年の属する年の翌年 7 月末日まで（ただし、1 月から 7 月まで認定を受けた場合には当該年の 7 月末日まで）

ウ）自己負担限度額

区分	負担割合	外 来	入院（世帯）	食事療養標準負担額
低所得Ⅱ	1 割	8,000 円	24,600 円	1 食につき 210 円
低所得Ⅱ （長期該当）				1 食につき 160 円
低所得Ⅰ			15,000 円	1 食につき 100 円

エ）長期入院該当の認定

申請のあった日の属する月の翌月初日（長期入院該当者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証が有効期限に達し、8 月中に申請をおこなったときは 8 月 1 日）

■認定申請がない場合の低所得区分の判定

一部負担金限度額に係る低所得区分の判定は、本人からの認定申請がない場合であっても、市町村からの所得・課税情報に基づき、職権判定が行われ、各区分の負担限度額が適用される。（ただし、医療機関の窓口での支払いは、課税一般の負担限度額が適用されるため、限度額を超えた分については、高額療養費として返還される。）

7 特定疾病療養受療証

(1) 特定疾病の認定とは

厚生労働大臣が定める疾病の医療給付を受けており、そのことにつき認定を受けた被保険者は、同一月に同一の医療機関に支払う一部負担金の額につき、限度額を超えた額については現物給付を受けることができる。

(2) 特定疾病の要件

特定疾病として、自己負担限度額が通常の高額療養費よりも低く設定される疾病については、下記のとおり。

- ・ 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ・ 血漿分画剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
- ・ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

(3) 特定疾病療養受療証の取り扱い

被保険者は、特定疾病療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証の交付を受け、当該受療証を医療機関等へ提示しなければならない。

【根拠法令】 法第 84 条（高額療養費）、政令第 14 条第 4 項、第 15 条第 4 項、第 16 条第 3 項、省令第 62 条（特定疾病認定の申請等）、厚労省告示大 397 号（特定疾病）

ア) 認定日

申請のあった日の属する月の初日（転入や年齢到達など資格取得と同時に申請があった場合には、資格取得日）

イ) 有効期限

有効期限はなし（ただし、被保険者の資格を喪失した時や令第 14 条第 4 項各号のいずれかに該当しなくなったときは受療証を返還しなければならない）

ウ) 自己負担限度額

ひと月あたり 1 万円（当該疾病に係る診療につき、1 医療機関につき）

8 追加外字の同定作業

市町村では、新たに外字が発生した場合は、「●」（コード番号 25CF ）に置き換えて、広域連合へ日次異動データとして送信してください。この場合は、未同定文字のみ空白で印刷されます。（桁あふれリストにて確認可能）

外字を登録するには、市町村から広域連合に該当外字情報として「外字登録申請書」と外字字形ファイル（bmp 形式）を提供する必要があります。その後、広域連合にて文字同定作業をおこない、市町村へ同定結果確認をおこないます。

市町村では同定結果を取込み、日次異動データとして広域連合へ送信することによって更新（同定結果がシステムに反映）することになります。

＜参考資料＞

【表 14】資格関係様式（広域連合HP市町村専用ページから出力）

	様 式 名	内 容	備 考
1	資格取得（変更・喪失）届及び再交付申請書	被保険証資格取得等にかかる申請書	被保険者・市町村記入
2	被保険者証交付受付簿	被保険者証の交付簿	市町村記入
3	住所地特例届	県外転出の場合でかつ住所地特例に該当する施設に入所する際の届書	
4	認定証明書交付申請書	障害認定者（特定疾病療養）が県外転出する際に証明書交付に係る申請書	
5	認定証明書	障害認定者（特定疾病療養）が県外への転出する際の証明書	電子公印あり
6	資格喪失受付簿	資格喪失に伴う受付簿	市町村記入
7	資格喪失証明書	障害認定撤回した場合、加入する保険者宛の喪失証明書	電子公印あり
8	送付先変更申請書	送付先を被保険者の住所以外に変更する場合の申請書	
9	特定疾病療養の医師の意見書	特定疾病療養申請に必要な書類	
10	委任状	世帯員以外への被保険者証の即時交付にあたって必要な書類	
11	外字登録申請書	未登録文字が発生した場合、広域連合へ文字同定依頼するときの申請書	

* 今後、減額認定証や特定疾病療養受療証に関する交付簿や再交付申請書の作成のほか、様式の修正等をおこなう予定

【参照資料】

○負担割合

平成 20 年 3 月 24 日付 保総発第 0324004 号 厚労省保険局総務課長通知

「後期高齢者医療に係る一部負担金の割合の判定等の取り扱いについて」

○生活保護

平成 20 年 2 月 25 日付 事務連絡 厚労省社会・援護局保護課通知

「健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う生活保護制度及び医療保険制度の適用関係等について」

○中国残留邦人

平成 20 年 3 月 31 日付 社援発第 0331009 号 厚労省社会・援護局長通知

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」

★長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に関する情報

国の動向等の最新情報は、厚生労働省HPの「長寿医療制度に関する(後期高齢者医療制度)ページ」に掲載されていますので、定期的に確認してください。

平成20年4月～平成20年7月 後期高齢者医療負担区分等証明書表示内容

負担区分		一定以上負担区分				減額区分		
コード		特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
11	低Ⅰ非	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
12	低Ⅰ老	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
13	低Ⅰ保	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
21	低Ⅱ非	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
22	低Ⅱ保	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
31	一般基	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
32	一般課	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
33	一課経	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
41	一経1	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
42	一定上	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置

○負担区分等証明書は、被保険者の個人ごとに表示されます。被保険者以外の方は表示されません。

平成20年8月～平成22年7月 後期高齢者医療負担区分等証明書表示内容

コード		負担区分	一定以上負担区分				減額区分			
11	低Ⅰ非	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
12	低Ⅰ老	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
21	低Ⅰ保	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
	低Ⅱ非	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
31	低Ⅱ保	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
	一般基	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
32	一般課	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
42	一定上	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		
43	一経2	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置		